

初山別村総合振興計画等の策定について

1 策定対象計画について

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| 1) 村総合振興計画(第8期) | 令和3 ～12年度 |
| 2) 村まち・ひと・しごと創生総合戦略 (第2期) | 令和3 ～ 7年度 |
| 3) 村過疎地域自立促進市町村計画 | 令和3 ～ 7年度 |
| 4) 村強靱化計画 | 令和2 ～ 6年度 |

2 策定の進め方

1) 村総合振興計画

- ① 村では、平成22年度に「人がきらめき 安らぎとうるおいのあるところ豊かな村」を基本テーマとし、第7期総合振興計画(平成23～令和2年度)を策定し、各施策を推進しています。

第7期計画が、令和2年度をもって終了するにあたり、持続可能な行政経営を進め、中長期的な視点に立って総合的かつ計画的にまちづくりを進める必要があることから、令和3年度を初年度とする新たな総合振興計画を策定します。

※参考～総務大臣通知(平成23年地方自治法一部改正)

第4 地方分権改革の推進計画に基づく義務付けの廃止に関する事項

1 市町村の基本構想に関する規定を削除。

2) 村まち・ひと・しごと創生総合戦略

- ① 平成27年度に人口減少克服・地方創生に特化した総合戦略を策定しました。なお、総合戦略は、将来に向けて持続可能な地域社会をつくる総合振興計画の中で対応可能なものであることから、一体のものとして策定することを前提に事務を進めます。

このため、総合戦略の計画期間を1年延長(令和2年度期限)し、次期総合戦略は、総合振興計画基本計画内に統合し、計画期間は総合振興計画と合わせます。

※参考～「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定(令和元年内閣官房通知)

○ まち・ひと・しごと創生法に基づき、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するよう努めなければならない。

○ 総合計画との関係

総合計画等を見直す際に、見直し後の総合計画等において、人口減少克服・地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標(KPI)が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画等と総合戦略を一つのものとして策定することは可能。

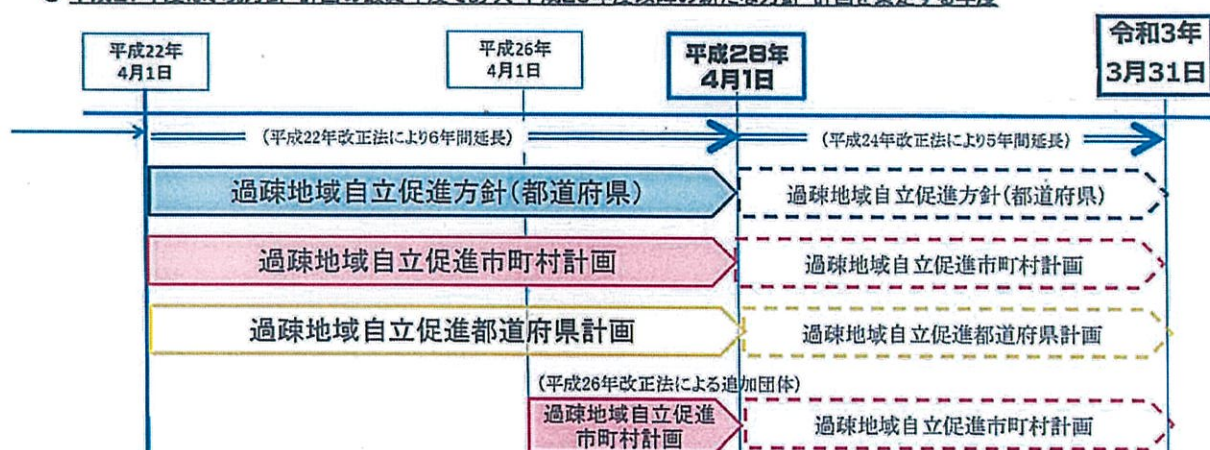
3) 村過疎地域自立促進市町村計画

過疎地域自立促進方針及び過疎地域自立促進計画について

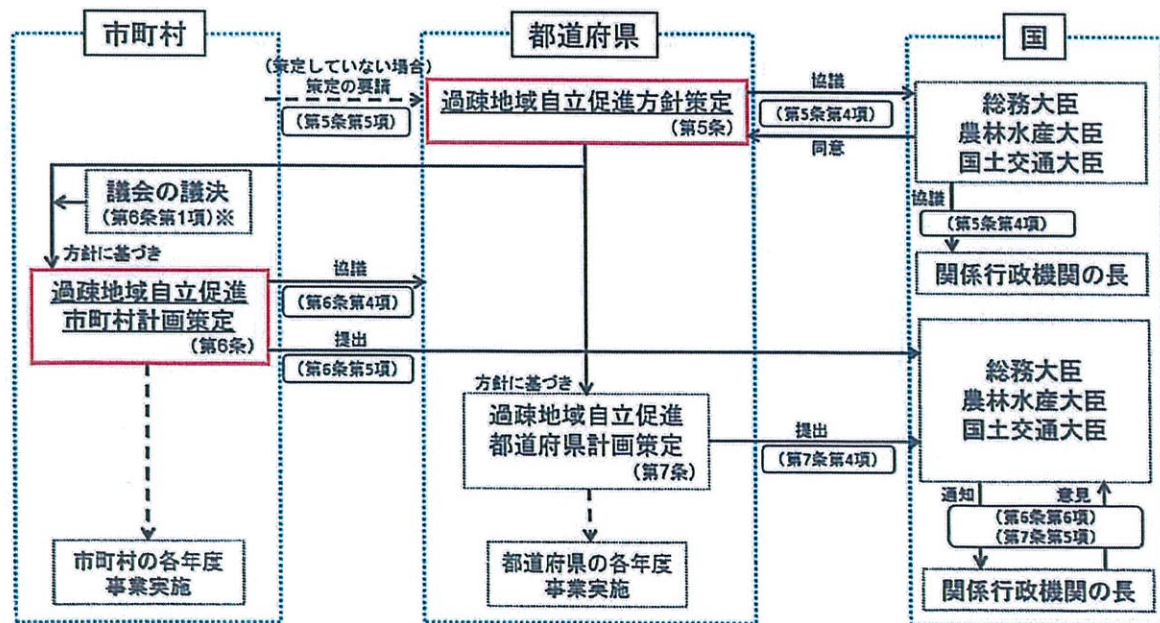
1. 過疎地域自立促進方針（過疎法第5条）
都道府県が行う過疎地域自立促進のための対策の大綱であるとともに、市町村計画及び都道府県計画の策定指針
2. 過疎地域自立促進市町村計画（過疎法第6条）
過疎地域市町村の総合的、計画的な自立促進を図るための総合計画、地域計画
3. 過疎地域自立促進都道府県計画（過疎法第7条）
都道府県が過疎地域市町村に協力して講じようとする措置の計画

○ 平成22年過疎法改正により、法の期限が平成22年3月末日から平成28年3月末日まで、6年間延長されたため、各団体は、6年間の方針・計画を策定済み。さらに、平成24年過疎法改正により、法の期限が平成28年3月末日から平成33年3月末日まで、5年間延長。

○ 平成27年度は、現方針・計画の最終年度であり、平成28年度以降の新たな方針・計画を策定する年度



過疎地域自立促進計画等の策定フロー図

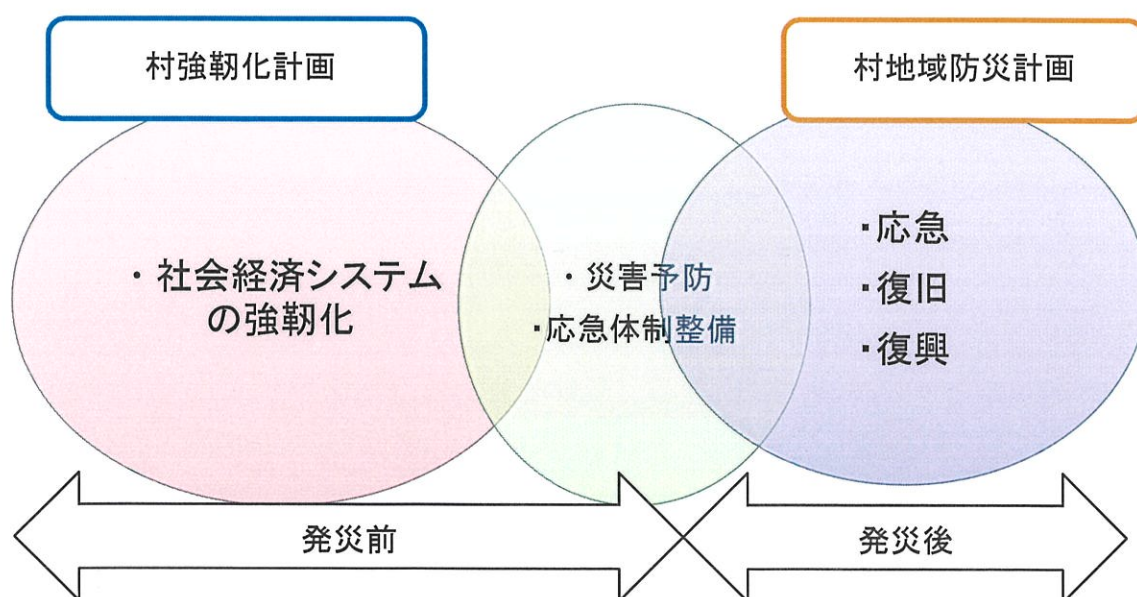


4) 村強靱化計画

- ① 胆振東部地震等の教訓を生かし、初山別川等の氾濫に伴い想定される大規模自然災害に備える。⇒ 国は国土強靱化基本法を制定し、それに基づく国土強靱化基本計画を策定。

国土強靱化とは 大規模自然災害の備えとして、災害により致命的な被害を負わない「強さ」と速やかに回復する「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築を推進するもの	基本目標 ア 人命の保護が最大限図られること イ 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること ウ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 エ 迅速な復旧復興 取組方針 ハード施策とソフト施策の適切な組合せ
--	--

- ② 国土強靱化基本計画を受け、北海道は地震や豪雨、豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための「北海道強靱化計画」を策定
- ③ 村は、人口減少社会の到来、急速な高齢化の進行、公共施設等の老朽化、防災力の強化といった課題を抱える中、新たに策定する「総合振興計画」の基本構想、「総合戦略」の方向性と調和させるとともに、災害に強いまちづくりの構築のため、北海道強靱化計画と調和した「村強靱化計画」を策定する。
- ④ 強靱化計画と防災計画の関係



※参考～国土強靱化基本法(平成 25 年)抜粋

第 13 条 市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市町村の区域における強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

3 計画の構成

1) 基本構想・基本計画

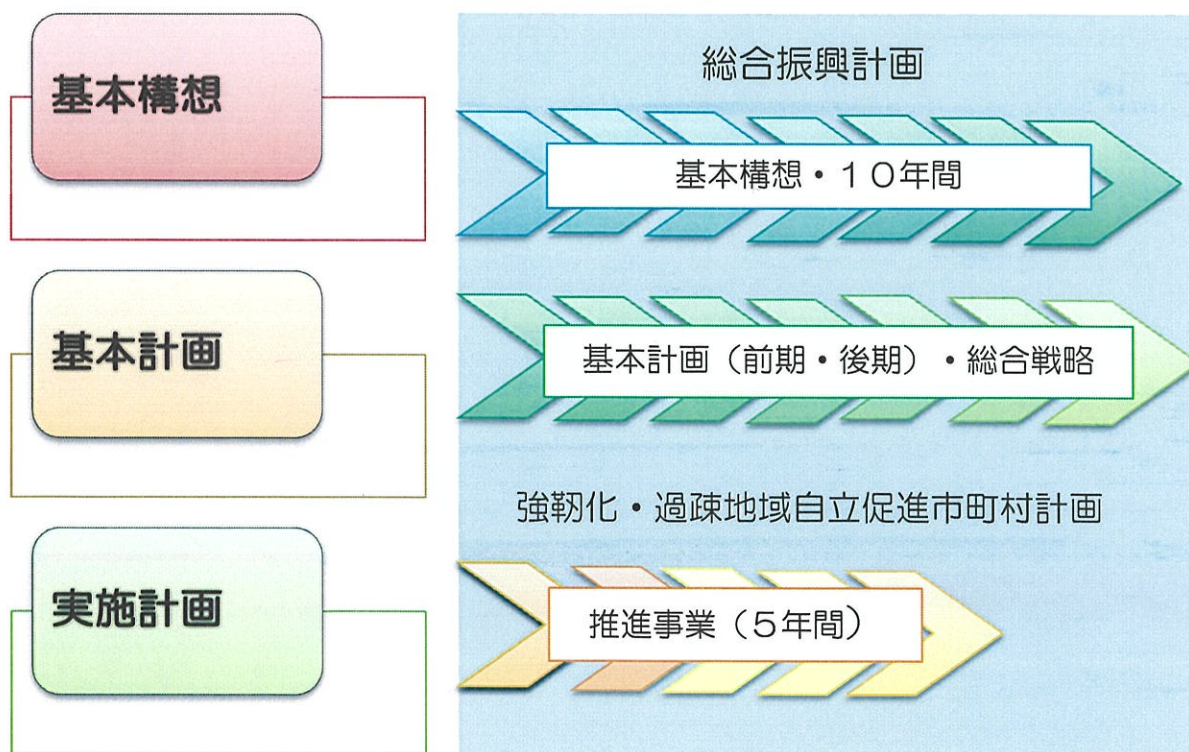
- 基本構想は、初山別村が目指す将来像を明らかにし、その実現に向けたまちづくりの基本方針を示すものです。
- 基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するための具体的な施策の内容や、達成目標を体系的に示すものです。

2) 他計画との関係

- 地方創生総合戦略は、総合振興計画と一体とします。
- 過疎地域自立促進市町村計画、強靱化計画は基本構想と整合性をとりつつ策定します。

3) 計画期間

- 基本構想の計画期間は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とします。基本計画は、前期・後期として策定します。地方創生総合戦略、過疎地域自立促進市町村計画は、前期計画と調和をとります。強靱化計画は令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間とします。



4 計画の策定

1) 策定のポイント

- ・ 計画策定には、住民参加を推進し、「人と人との良質なつながり(コミュニティデザイン)」を目指し、未来の「将来可能性(フューチャーデザイン)」の創造には若者世代の意見を活かします。
- ・ 将来の「あるべき姿」と課題解決型の「今の姿」を比較して、「あるべき姿」実現に資する姿を示す。(バックキャスト)
- ・ 国が進めている「経済発展と社会的課題の両立～Society5.0(ソサエティ)」、「持続可能な開発目標～SDGs(エスディーゼーズ)」については、持続可能な行政運営に資するものであることから、その導入について検討する。

2) 策定体制

